

平成30年1月25日

於 教育委員会室

平成30年1月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成30年1月大和市教育委員会定例会

○平成30年1月25日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	石 川 創 一
3番	委 員	小 松 俊 子
4番	委 員	森 園 廣 子
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	山 崎 晋 平	こども部長	齋 藤 園 子
文化スポーツ 部 長	小 川 幹 郎	教育総務課長	大 下 等
学校教育課長	土佐野 睦	保健給食課長	齋 藤 信 行
指 導 室 長	藤 井 明	教育研究所長	竹 中 崇
青 少 年 相 談 室 長	中 村 真由美	こども・ 青少年課長	遠 藤 隆 久
文化振興課長	樋 田 久美子	図書・学び 交 流 課 長	前 嶋 清

○書 記

教育総務課 政策調整 担当係長	河 村 章 太	教育総務課 政策調整 担当主査	藤 田 和 宏
-----------------------	---------	-----------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第1（議案第1号）指定管理者の指定について
 - 日程第2（議案第2号）大和市いじめ防止基本方針について
 - 日程第3（議案第3号）平成29年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について
 - 日程第4（報告第1号）県費負担教職員の管理職人事について
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿本 ただいまから、教育委員会1月定例会を開会いたします。会議時間は
教育長 正午までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、2番石川委員、3番小松委員にお願いいたします。

続きまして、教育長からの報告をさせていただきます。

初めに、前月定例会以降の動きについてご報告します。

12月28日には、2017年の仕事納めということで、市内の教育関係施設を回らせていただき、1年間のお礼を伝えさせていただきました。

年が明け、1月7日には、引地台公園で消防出初め式が行われました。少年消防団と消防職員とのコラボの演技等、見応えのあるものになっており、感心いたしました。ファットバイク隊やドローンの活用など、災害時を想定して、新しい技術がどんどん取り入れられていることが、とても頼もしく思いました。災害や火災のない平和な1年でありますことを祈りたいと思います。

8日には、教育委員の皆さんにもご参加いただき、2018やまと成人式をとり行いました。今年も、実行委員の企画で、思い出深い成人式になったことをうれしく思います。今年、成人を迎えられた方は、男性1,151人、女性1,150人ということです。残念ながら式の終わり頃に雨が降り始めたため、新成人の皆さんは帰るが大変だったと思います。

10日には、大和市賀詞交歓会が、スポーツセンターで行われ、教育関係者の方々にも多く参加していただきました。

14日には、新春を彩る大和市駅伝競走大会が行われ、192チームが、たすきをつなぎました。今年も60回目の記念大会ということで、10年連続で出場された方や協力団体の表彰も行われました。また、ゲストチームとして、プレス工業株式会社陸上競技部と大和シルフィードトップチームの皆さんも参加してくださいました。

同日には、大和市手をつなぐ育成会の新春を祝う会も催され、挨拶の中で、小中学生を卒業される皆さんにお祝いの言葉をお伝えいたしました。

18日には、神奈川県私立幼稚園教育研究県央地区大会に出席させていただきました。

19日には、神奈川県公立義務教育諸学校等事務主幹会の全体研究会

が光丘中学校で行われ、開会式でご挨拶させていただきました。チーム学校としての学校力がますます求められる中、学校事務職員の役割も大きく変化しようとしているというお話をさせていただきました。

また、医師会、歯科医師会、青年会議所の賀詞交歓会に出席させていただきました。

次に、次月定例会までの予定をお伝えいたします。

27日には、北大和小学校PTA主催の西郷隆夫さんの講演会に参加させていただきます。北大和小学校は来年に創立70年を迎えますが、その前年の行事として、神奈川県PTA協議会の助成金を活用しての取り組みとなります。

同日午後には、指導室主催のいじめを考える・絆づくりフォーラムを開催いたします。いじめは、昨年も多くの子どもたちの命を奪い、深刻な問題となっております。今年は、引地台中学校の子どもの取り組みをはじめ、講演やポスター表彰などを計画しております。多くの市民の皆様に参加していただければと思います。

2月1日には、大和市表彰式が行われ、出席させていただきます。今年も、市政に貢献された多くの方が表彰される予定です。

同日午後には、県央教育事務所管内教育長会議が予定されております。

2日には、大和市学校保健研究協議会が開かれ、各研究部会からの報告が行われます。

6日には、学校訪問を予定しており、小学校4校を回る予定です。

10日には、防火ポスター表彰式に出席いたします。

11日には、大和市ダンススポーツ大会と大和市スポーツ人の集いに顔を出させていただく予定です。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。

ただいまの報告に関しまして、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○石川
委員

成人式について、こここのところ実行委員長は女性でしたので、今年は男性だったことが印象的でした。新聞に青蔭委員等のお話もありましたように、今までに苦勞された方が実行委員長という形で前面に出てこられたということにして、そのような大和の成人式はすばらしいと思いました。例年より少し人数が少ないような気はしたのですが、若いころ苦勞された方が出て行って、成人式をやっていこうという気持ちになれる市なのかなと思って、ほっとしたところがありました。

○青 蔭 成人式の実行委員長は、前からよく存じ上げておりました。記者には、私からの話ではなく実行委員長からの話を取り上げていただくようお願いした上で、今までにいろいろとありましたが、今回、一生懸命手を挙げてくださっていただいた実行委員長であることを申し上げたというものでした。

以上でございます。

○森 園 同じく成人式についてです。20年間ぐらい見ているのですけれども、だんだん落ちついてきており、今年は非常に落ちついた成人式だったと思います。また、恩師の方々のご出席と、過去10年の歩みというものも定着し、大和ならではの成人式の模様かなと思って、よかったですと思いました。時代が流れても、このような形での式の継続というのは必要かなと思いました。

また、出初め式ですけれども、青少年の消防団のお子さんが七、八十人出られて、三角巾や救急帽をしているのを見て、この未来を担う子どもたちが大和を背負っていつてくれるのかなと思って、防災にも明るい未来があるのかなということを思っていました。

以上です。

○小 松 私も成人式に出席させていただいて、落ちついていてとてもいい式だったというように思いました。

大和市の話ではないのですけれども、振り袖に関して、横浜、八王子のほうでかなり大きな被害が出ていたということで、自宅に帰りましてびっくりしました。大和市で成人された方が被害に遭われていないかというようなことを心配いたしました。

以上です。

○柿 本 ほかにはよろしいでしょうか。

教育長 それでは、ただいまの報告に対する質疑は終了させていただきます。

◎議 事

○柿 本 それでは、議事に入ります。

教育長 日程第1（議案第1号）「指定管理者の指定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。前嶋図書・学び交流課長。

○前 嶋 指定管理者の指定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申し出について、ご審議をいただくものでございます。

図書・学び
交流課長

1 ページ目、指定管理者の指定について市長に議案の提出を求めるものでございます。

2 ページ目、市議会へ提出する議案の案でございます。

指定管理者の指定について、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求めるというものでございます。

1 施設の名称は、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターでございます。こちらの施設につきましては、中央林間の旧緑野市営住宅跡地に現在建設中の施設でございまして、これまでご報告をさせていただいておりますが、林間学習センターの移転の代替施設となるものでございます。

2 指定管理者の名称は、現在、文化創造拠点シリウスで指定管理を行っている、やまとみらいでございます。

3 指定期間は、北部文化・スポーツ・子育てセンターの開館日でございます平成30年8月1日から平成33年3月31日まででございます。平成32年度までということにつきましては、シリウスの指定管理期間の終了と同様の2年8カ月間という形でございます。

提案の理由といたしましては、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者を指定したい必要によるものでございます。

3、4 ページ目、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者選定の概要についてでございます。

平成30年8月1日に開館いたします大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターにつきましては、学習センターの一館という位置づけでございますので、本館機能を持つ大和市生涯学習センターとの一体的な管理運営が必要であることから、指定管理者による運営とすることといたしまして、大和市文化創造拠点等運営審議会（以下、「審議会」という。）によって指定管理候補者が選定されたところでございます。教育委員会としましては、審議会が提出しました選定審査報告書の内容を受け、候補者を決定いたしまして、3月の市議会に指定管理者の指定について議案を上程するよう、市長に申し出をするものでございます。

1 指定管理候補者でございます。団体名は、やまとみらいでございます。代表団体名は、株式会社図書館流通センターでございます。ほか5社となっておりますが、代表といたしましては、図書館流通センターになっております。代表者名、所在地は記載のとおりでございます。

なお、この施設につきましては、基本的に学習センターの施設でございますので、やまとみらいを構成する6社が協力しながら運営をしてい

くところでございますが、主に生涯学習センターをシリウスで担っております株式会社小学館集英社プロダクション及びビルの管理を行っている横浜ビルシステムの2社が中心となって運営をしていくところでございます。

2 対象施設でございます。名称は、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター、所在地は、大和市中心林間一丁目3番1号、旧市営緑野住宅跡地でございます。小田急線の中央林間駅から少し手前の西側に、現在はまだ鉄骨でございますが、建物の外観が少し見えている状況でございます。

3 指定管理期間は、平成30年8月1日から平成33年3月31日までの2年8カ月間となっております。

4 指定管理提案額でございますが、指定管理の上限額として仕様書で定めたものでございます。提案額も同様でございますが、平成30年度は4,761万1,200円、以下、平成31年度、平成32年度の金額は記載のとおりでございます。1年目につきましては、8カ月間、2年目、3年目は1年間という形ですので、金額に差異が出ているところでございます。また、2年目、3年目につきましては、消費税の変動が想定されているところから、平成31年度は下半期が消費税10%、平成32年度は全て消費税10%として計算をしているところでございます。

5 指定管理者の選定方法につきましては、書類審査、面接審査（プレゼンテーション）により審議会にて選定したものでございます。

6 審議会の選定委員につきましては、美山会長以下、記載のメンバーで審議会委員が構成されておりまして、全員の出席によりご審議をいただいたところでございます。

7 指定までのスケジュールでございます。平成29年12月20日から26日まで、指定管理者の申し込みの受け付けを行いました。これまで条例改正等でもご説明させていただいておりますが、シリウスの一体的な管理が必要という点から、今回につきましては、前回ご審議をいただきました中央林間図書館と同様に、シリウスの指定管理の終了までの間は、やまとみらいに担っていただくという形で、公募はせずに、やまとみらいからの申し込みを受け付けたところでございます。

本日、定例会でご審議いただきました後、3月の議会へ、議案として提案をお願いしたいと思っております。議決をいただきました後に、指定管理者と協議をしまして、平成30年8月1日の開館日に合わせて、協定の締結、開館という形になっているところでご

ございます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○石川
委員

この大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者については、シリウス等との一体的な管理ということで、シリウスと同じ会社をお願いをするという形になったということはよくわかりました。

平成33年3月31日をもって、シリウスの指定管理が終わりますが、その後につきましては、シリウスも含めて、全て同じ形で、今度は公募となるのでしょうか。

○前嶋
図書・学び
交流課長

今回の北部文化・スポーツ・子育てセンター及び前回ご審議いただきました中央林間図書館並びに、今後またご審議をいただくほかの地区の学習センターも含めて、一体的管理を予定しておりまして、平成33年3月31日に、シリウスも含めて、地区の学習センター、地区の図書館の足並みが全てそろうところでございますので、そこで文化創造拠点等という形で、一体的に次の指定管理者を公募する予定でございます。

○柿本
教育長

よろしいでしょうか。

○石川
委員

はい、結構です。

○青蔭
委員

大和に幾つかの会館があって、それぞれ特色があるものがあると思っていますので、今回はそういう統一の規格のほうがやりやすいという面に対して異論を申す立場ではないと思いますが、どこへ行っても同じものというよりは、ここへ行ったらこういう特色があるということ、市民も楽しむというようにしていったほうが、よいのではないかと思います。これから図書館が大和市を網羅していきますので、そういう観点からも、それぞれの図書館がどこか違ったものであるほうが市民も喜ぶのではないかと思います。ぜひ次回はオープン参加としていただくよう強く要望いたします。

以上でございます。

○柿本
教育長

図書館だけではなくて、今回の学習センターも地域に根差したところでそれぞれの特性というものもぜひという声、前からございましたので、意見としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○前 嶋
図書・学び
交流課長

そのことにつきましては、シリウスは市全体というイメージでございますが、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターは、中央林間地区及び林間地区という北部のイメージであり、地域性もございます。

管理者は同じでございますが、その中で地域の特性を生かしていただきたいと思っているところでございます。

指定管理者側の提案といたしましても、地域のイベントに積極的に出ていくなど、地域とのつながりを大切にしていきたいということでございます。また、これまで地域の中での学習センターとして伝統のある事業等もございます。そういうところも引き続き継続していきたいという旨のお話もいただいております。管理者は一緒でございますが、地区の施設になりますので、地域性を生かしながら、ここに来ればこんな感じという特色を出していきたいと思っておりますので、ご意見いただきましたところを十分考えさせていただきまして、進めていきたいと思っております。

○森 園
委 員

地域性ということで、以前も申し上げたのですけれども、北部や南部といった特色を生かすとなると、そこに住まわれている方、使われている方が選定委員になられるのが、ベターだと思っております。6名ほど選定委員が選出されておりますが、そういう地域に根差した方なのでしうか。

○前 嶋
図書・学び
交流課長

選定委員につきましては、そういった意味での地域の方は入っていない状況でございます。地域の状況等を十分ご説明させていただき、ご理解いただいた上で審議をしていただいているところでございます。

条例におきまして、文化創造拠点や学習センター等の指定管理につきましては、審議会にて選定するという形になっておりますので、ご意見をいただきましたところにつきましては、事務局から、事前にお伝えする機会をつくっているところでございます。

○森 園
委 員

よくわかりました。

ただし、運営ということに関しましては、専門的な形でお願いいたしますと、OA機器の部分などの管理面としての運営になると思います。地域の方、利用する方にとっては、窓口での取り扱いというところが一番地域的なものだと思っておりますので、この審議会に利用する地域の方が入らないということに関しては、そういった要素が薄れるのではないかと考えています。

○前 嶋
図書・学び
交流課長

説明が漏れておりましたが、委員名簿の一番下に記載している委員につきましては、市民公募をいたしまして選定された方でいらっしゃいます。

しかしながら、森園委員がおっしゃられたように、例えば北部の方と
いったように、その地域の方という取り組みはできていない状況でござ
います。

シリウスの大和市生涯学習センターを見ても、シリウスはオール大和
というところもございしますが、中部地区の皆様の利用が多いという状況
でございします。シリウスで初めての学習センター祭りが予定されてお
りますが、地元の利用者の皆様、逆に指定管理者を育てていただいでい
るなということを感じているところでございます。指定管理者もそうい
う利用者から声をいただきながら育てていただきたいと思っております。
今までは、地域の団体の皆様が市の職員を育てていただいたと思っ
ておりますが、今後は指定管理者を育てていただければと思ってお
りますので、地域の皆様の意見は真摯に受けとめて進めてまいりたいと思
います。これからも地域の皆様のご意見をよろしくお願いしたいと思
います。

○石川 委員 今回の議題につきましては、今回の指定管理者をどうするかというこ
とでありますので、私はこれでよろしいかと思います。

先ほど青蔭委員や、森園委員がおっしゃられたような、特徴を持った
形での運営として、具体的な場面については、今後、検討していく必要
がありますし、また、次回の指定管理者につなぐときにどのようにして
いくかということも検討していく必要があるとは思いますが、今
回の件に関しては、私はこれでよろしいかと思います。

○青蔭 委員 市役所に入っていきますと、スローガンをうたっておられまして、筆
頭に市民目線がうたわれております。ありがたいということや、市民目
線ということをやっているのに、ある程度でき上がった後で呼ばれて
も、意見を反映できる部分というのは非常に少ないと思えます。スロー
ガンとして市民目線とうたっている中、市民が使うものとして、市民の
ためになるものをつくるわけですので、利用者の声というのを聞かない
といけないと思えます。でき上がったときに呼ばれても、なかなか市民
の声が反映できないと思えますので、ぜひ、今度はつくる段階から少し
オープンに声を出していただきたいと思えます。いろいろな意見があっ
て、集約するのは大変かと存じますが、そこが行政と市民が一緒になっ
ていけるところではないかという感じがいたしますので、ぜひよろしく
お願いいたします。

この件に関して、否定をしているというわけではございません。た
だ、これからのことを思えますと、そういうことをしていただきたいと
思えます。

○柿 本
教育長

ありがとうございました。
いろいろ意見がございましたが、またこれは、今後の運営等に生かしていただくということで、質疑を終結させていただきます。

これより、議案第1号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第1号は可決いたしました。

続いて、日程第2(議案第2号)「大和市いじめ防止基本方針について」を議題といたします。

細部説明を求めます。藤井指導室長。

○藤 井
指導室長

平成23年10月に滋賀県大津市で中学校2年生の男子生徒のいじめ自殺ということが起こりました。これをきっかけに、国では、いじめ防止対策推進法(以下、「推進法」という。)が施行され、国、学校に対して、いじめ防止基本方針を策定しなさいということが言われております。国、学校だけではなく、神奈川県、そして本市につきましても、基本方針を策定しております。本市につきましては、平成26年度に基本方針を策定いたしました。また、推進法の中でも法施行後3年を目途として見直しをしていくことが定められております。今回、3年を経過するというので、基本方針の見直しをさせていただくものでございます。

まず、このいじめ防止基本方針の見直しにあたり、いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なうものである。人間として絶対に許されない行為である。いじめというのは、学校だけではなく、家庭、地域におけるさまざまな場面でも起こるということ、どの子にも、どの学校にも起こり得るということ、それから、加害者、被害者だけではなく、観衆や傍観者と言われる周辺にいる子ども、といった構造的な問題として捉えていくことなどが言われております。そういう中で、大和市もいじめ防止基本方針を構成し、策定しております。

いじめ防止基本方針につきましては、大きく4つの項目として構成しております。Ⅰ基本的な考え方、Ⅱ基本的施策、Ⅲ重大事態への対処、Ⅳ防止等を推進する体制でございます。

Ⅰ、Ⅱにつきましては、未然防止、早期発見、早期対応、解消というものを中心に、委員会として何ができるか、学校として何ができるかというものを記載しております。

Ⅲにつきましては、重大事案が起こったときの調査、それから保護者への情報提供、結果の報告、公表などについて記載しております。

IVにつきましては、いじめ事案の対応をする組織について、学校として、委員会として、または大和市としてということで構成しております。

内容につきましては、3年前に策定したものをベースにしておりますので、変更した点を中心にご説明させていただきたいと思っております。

7ページ目、(3)いじめの早期対応、いじめの解消でございますが、いじめの解消について見直しをしていきたいと考えております。これまで、いじめが解消したかどうかは、事案が起こって、それほど長い期間を設けずに、その結果を学校から教育委員会へ報告しておりましたが、長い期間をかけてしっかりと見守っていきましょうということから、「いじめが解消している状態」について、2点加えております。

①いじめを受けた子どもに対する行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が3カ月という、期間を一つの目安として設けさせていただきました。

②いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。子ども本人及び保護者との面談等で確認をしていくということを加えさせていただきました。

10ページの1つ目は、学校いじめ防止基本方針を定める意義として、教職員がいじめ防止基本方針というものを理解した上でいじめに対してしっかりと対応していくこととし、教職員が意識向上し、しっかりいじめに対して向かうという旨を加えさせていただきました。

12ページ目、(5)学校評価における留意事項ということで、これまでも年度ごとに、学校評議員にお集まりいただき、学校評価を報告しております。この中でも、いじめ、不登校など、さまざまな問題行動を含めて、学校から報告がある場合もあったのですが、今回、いじめ防止基本方針の中に明記いたしまして、報告をしてもらうということ新たに付け加えさせていただきました。

14ページ目、重大事態が発生した場合の公表についてです。これまで、公表という項目はありませんでした。重大事態が起こった場合に調査や報告などをするに、公表するということを加えております。なお、公表につきましては、被害者がいるということに配慮をしながら、公表の有無ということを判断する必要があると考えております。

大きな変更点は、以上4点となります。

その他としまして、9ページ目、(3)いじめの早期発見のための取組の1つ目でございます。ここは、いじめの未然防止のための教育委員会の取組となります。いじめを発見するためには、教員への相談、親へ

の相談などを含めて、さまざまございますけれども、さらにスマートフォン等を使った通報アプリ等の周知を図ります。今まではいじめの被害者を中心に対応していく形で行ってまいりましたが、このスマートフォンを使った通報アプリにつきましては、周りにいる観衆、傍観者の子どもたちから通報できるシステムでございます。実際に、1月から中学校4校をモデル校として始めたところです。始めたばかりですので、まだ通報はありません。平成30年度につきましては、中学校9校に広げていきたいと思っております。

以上でございます。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○小松
委員

一部が改正されたということで、ご説明いただいたわけですが、内容はこれでよろしいかと思えます。

例えば、実際に学校でいじめが起こったときに、子どもの一番近くにいるのは担任だろうと思えますけれども、担任が一人で抱え込まないような組織、仕組みというものが重要だと思います。教職員にご理解いただいているとは思いますが、一人で抱えるのではなくて、管理職や他の教職員がかかわって対応するなど、いろいろと方法はありますので、その辺のところは常に教職員に周知し、一人で抱えることのないようにしていただきたいということを感じました。

もう1点、いじめについては、子どもたちや保護者向けにも配布をしていたと思えます。この基本方針を配布することは難しいと思えますので、わかりやすいパンフレットなどを引き続き配布していただければとよいか思えます。

○藤井
指導室長

1点目の組織、チームとして対応していくことにつきましては、クラスの中で起こったいじめについて、担任がまず知ることが多いわけですが、いじめというものは一人で解決できるものではないということ、しっかり周知していきたいと思っております。他の自治体の事件としましては、担任が抱えたことによって、周りの支援がどこまでできたかわからない中で、自殺をしてしまったなどという例もございます。そういう例も含めて、チームとして対応していくこと、複数の目でその事案を判断していくことの大切さを伝えていきます。

2点目の周知につきましては、各学校でいじめ防止基本方針を策定しており、当該方針については、学校からの発信になります。

教育委員会からは、小学校1年生と中学校1年生の全ての保護者に、いじめに関するリーフレットを配布しているところでございます。それ

に加えて、このたび基本方針が改定されますので、その他の学年のご家庭にも情報が伝わるよう考えていきたいと思ひます。

また、ホームページにも掲載していきたいと思ひております。

○森 園
委 員

未然防止、早期発見、解消という段階で書かれておりますけれども、実際にこれを行っているかどうかの部分に関して、思うことがあります。未然防止に関しては、いじめフォーラムを実施したり、子どもたちに標語やポスターをつくってもらったり、また、保護者に関して、連絡ノートなどで連絡をとったりと、具体的に書かれてはいますが、そういうことが実際に行われているのかというチェック機能はどこにあるのかというようなことを思ひました。例えば、地震が起こった場合に対して、マニュアルをつくって、地域は防災訓練などを行います。基本方針を見ることで、重大事件が起きたときに、それに対する対応の仕組みはよくわかりました。実際に一番大切なのは、未然防止と早期発見だと思ひますので、実際にやっていることのチェック機能がどこにあるかということと、地域で見かけたことの報告など、どう地域に広げていくかということも盛り込んだほうがよいのではないかと思ひます。

また、保護者という部分では、特に加害者の保護者がどう思われているかということは、大切なことです。

それから、傍観者ということについて、子どもは自分も被害者になるということが怖いから見て見ぬふりをするのだと思ひます。そういったことを、どうやって「そうではないんだよ」ということを子どもたちに啓発していくしかないと思ひます。

チェック機能の充実、教育委員会の役割ということが重要だと思ひます。さきほど、「ここは教育委員会の役割という部分となり、内容を追加します」と説明していただきましたが、そういう教育委員会の役割の明確さというものも、もっと打ち出していいと思ひます。

以上です。

○藤 井
指導室長

ありがとうございます。

チェック機能につきまして、まず、学校の組織の中で行っているところがございます。教育委員会では、中学校は生徒指導の関係者会議、小学校は中核教員が入った会議などで確認しておりますが、先ほどおっしゃっていただきましたように、どのように情報が上がってきて、どう扱っているかということにつきましては、改めて周知をしてまいりたいと思ひます。

また、観衆、傍観者、周りにいる子どもたちの対応ということについては、課題だと思ひております。教員に言ったり、仲裁者として入った

りということが難しい中で、通報アプリというものを新たに取り入れたのですけれども、それだけでは足りないと思います。また、道徳などの授業の中で伝えていくことも大事なのですけれども、やはり子どもたちが目の前にしている現実を、担任や他の教職員たちがどう扱っているか、教職員が子どもたちに対してどう働きかけているかということ、繰り返し行っていくことで、「私たちは守られている」、「安心して相談できる」という体制をつくっていく必要があると思っております。

以上です。

○青 蔭 子どもに対する支援は、細部にわたって書かれているのですけれども、子どもだけでは解決できないことも出てきますので、子どもへの支援という中で、被害者、加害者という立場の保護者に、どの段階でかわるといふようなところも文章化したほうがよいと思います。子どもだけでは解決できない、学校だけでも解決できない、保護者という近くにいて一番頼りとしている親が頼りにならない、ということもあるものですから、明文化して、子どもたちではなく、被害者、加害者、両方の保護者にも支援の目というものを向けて、大和市としての方針としていったらどうかというような感じがいたしました。

○石 川 この内容については、何回か検討し、また、今回修正が入り、かなり充実してきたと思います。このいじめ防止基本方針というものは、説明にもありました事件から発展してきていますので、多くの内容が、いじめられたらどうしようとか、その後の対応をどうしようというような形が全体の流れになっているように見えます。いじめ防止というのは、どこかでいじめがあるというような容認をしていることが根底にあるのだらうと思います。そのため、いじめはいけない、いじめを防止しなくてはいけない、周りの大人はいじめに対して細かく見ていかなければいけない、学校も同様という中で、子どもたちはどうなのか、どう子どもたちを育てていくかという部分をもう少し充実させていく必要があるのではないかと思います。学校でどう育てていくか。家庭でどう育てていくか。もちろん、「いじめをしてはいけないよ」、「仲よくしなくてははいけないよ」ということも大事ですし、ある部分では「強く生きなくてははいけないよ」という部分があってもいいのではないかと思います。

子ども目線でのいじめ防止というか、その辺をもう少し具体的に考えていけば、なお、充実してくるだらうと思います。

○柿 本 いろいろなご意見をいただいて、ありがとうございました。

教育長 1月27日のいじめを考えるフォーラムでは、引地台中学校のお子さんたちが、自分たちの学校で「いじめをやめよう」という取り組みがど

のように行われたかという報告があります。

このいじめの問題というのは、大きな問題として社会問題化していますが、大和市の教育委員会の重点目標でも、不登校、いじめについては取り組んできているところでございます。

このいじめ防止基本方針をつくったからよいということではなくて、現場はどうか、子どもたちはどうか、保護者への働きかけはどうかということ、いただきましたご意見を生かしながら、より具体的な活動が構築できるよう努力していきたいと思っております。

ほかはないようでしたら質疑を終結させていただきます。

それでは、これより議案第2号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第2号は可決いたしました。

続いて、日程第3(議案第3号)「平成29年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大下 平成29年度の被表彰者の決定につきましては、昨年12月の定例会
教育総務 すでにご審議をいただいたところでございます。

課長 その後、新たに2人の方につきまして、表彰規程に該当し所管する担当部から推薦がありましたことから、本定例会に表彰者の決定を提案させていただくものでございます。なお、団体等を所管する部長からなる教育委員会表彰候補者審査会につきましては、開催せずに、原案の持ち回りにより承認をいただいたものとなります。

1番目は、実施要領第1条(1)功績表彰のカに該当し、文化活動等で関東大会水準以上の場で優秀な成績をおさめた方です。

2番目は、実施要領第1条(1)功績表彰のオに該当し、スポーツに係る関東大会水準以上の場で優秀な成績をおさめた方です。

被表彰候補者の説明は以上でございます。

○柿本 細部説明が終わりました。

教育長 質疑の際は、個人情報に配慮いただき、被表彰候補者一覧表の左端の番号でお願いいたします。

それでは、質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○青蔭 表彰規程に該当する方を網羅し、表彰をしてあげたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○柿本 ありがとうございます。

ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。

教育長 これより議案第3号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第3号は可決いたしました。

次に日程第4(報告第1号)ですが、議事運営上、日程を変更し、その他の後に審議することといたします。

◎その他

○柿本 それでは、その他に入ります。

教育長 各課の報告事項について、順次報告をしてください。

今回は、「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告のうち、学期ごとの報告となっている事項について、2学期分の報告がございます。

初めに、藤井指導室長。

○藤井 市立小中学校におけるいじめの認知件数についてご報告いたします。

指導室長 平成28年度同時期として、小学校110件、中学校22件でございますが、平成29年度は、小学校208件、中学校49件となっております。比較いたしますと、認知件数は約2倍となっております。

教員による観察として、非常に細かいところまで見ていただいているということが反映されているのではないかと捉えております。幸いにも、先ほど申しました重大事態というものはございません。

事案の内容の「暴力」につきましては、小学生では1年生、3年生、4年生が多い状況がございます。口で言うとうまく説明できないという中で、手を出してしまう傾向があるというように捉えております。「金銭要求」につきましては、「おごって」と言われたり、「物を壊してしまったから弁償しろ」と言われたりというようなことがございます。

「物隠し等」につきましては、靴や上着などを隠されたり、帽子をとられたりといった事案が見られます。「危険な行為の要求」につきましては、トイレに入ったときに個室の壁を蹴られた、ランドセルを引っ張られた、リサイクルステーションに向かって急に押されたということなどが報告をされております。「ネット上の誹謗中傷」につきましては、LINEでの悪口、ゲーム機のメールを使った悪口などがございます。

「その他」につきましては、交換ノートに悪口を書かれた、無理やり遊びの仲間に入れられた上、鬼にさせられた、鉛筆の削りかすを投げつけられたというようなことの報告がございます。

なお、小学校5年生の「未解決」というものにつきましては、外履きが隠されていたという事案で、誰がやったのかわからないということが、継続している状況です。中学校2年生の「未解決」につきましては、学級内の友人関係の中でからかわれていると事案で、2学期の後半に起こったことから、3学期に持ち越しとなり、今も取り組んでいるところでございます。

いじめの認知件数については以上です。

続きまして、指導室におけるいじめ・不登校の相談受理状況でございます。

中学校の2学期につきまして、9月にいじめの相談ございました。これは、部活動でのいじめについて、当事者ではなく、周りの方からご相談いただいたもので、学校、加害者、被害者にそれぞれ聞き取りながら、加害者からの謝罪ということもありますけれども、継続的に課題を与えながら取り組んで、今は同様なことはございません。

また、不登校につきまして、中学校の9月に1件ございましたが、この1件は10月、11月、12月と継続して計上されているものとなります。3年生の生徒で、進路についての悩みということが非常に大きいケースでして、学校へ行けない状況が続いていましたが、12月に進路先が決定いたしまして、本人も安心をすることができたということでございます。もう1件につきましては、部活動の顧問との関係でうまくいかない部分があり、現在、指導主事も一緒に入り、ケース会議を行いながら対応しているところでございます。

以上です。

○柿本 続きまして、中村青少年相談室長。

教育長

○中村 市立小中学校における不登校児童生徒の数についてご報告させていただきます。

青少年
相談室長

小学校につきまして、1月に連続3日または、断続で5日欠席をした2学期の児童数は、8月33名、9月83名、10月99名、11月92名、12月84名となっております。平成28年度と比較しまして、学年のばらつきはございますが、若干減少している傾向がございます。不登校になったきっかけとしまして、平成28年度に比べ、「友人関係」、「情緒的混乱」に増加の傾向がございます。友人とのトラブルをきっかけにして、教室に入りづらくなってしまったお子さん等が増えていることから、学校と連携しまして、早い段階でケアにあたるような形で支援しているところでございます。

また、平成29年度から不登校児童支援員を、小学校に新たに5名配置いたしました。別室による個別指導、また、家庭訪問により学校への登校を促すよう支援しております。小学校という早い段階で、不登校の解消に努め、安定的に、安心して学校に通えるように、不登校支援員を活用しているところでございます。また、不登校が長引いているお子さんに関しましては、専門機関を招きまして、ケース会議等を開催し、支援の方針について練り直しを行いながら、いろいろな形での支援を模索しているところでございます。

続きまして、中学校でございます。8月113名、9月179名、10月198名、11月193名、12月187名となっております。平成28度と比較をしまして、1年生、2年生は若干減少している傾向がございますが、3年生の不登校生徒数は大幅に増加しています。3年生の不登校になったきっかけですが、主に「その他の学校生活上の影響」の中に含まれます学業の不振、「無気力」、「その他」の中に含まれます漠然とした不安のようなものが挙げられております。こちらも、卒業、進学等を控えて、不安を訴えるお子さんが増えているところから、学校と連携して、継続的な面接等を行いながら、抱えている不安に対応しているところでございます。また、平成28年度と比較しまして、「いじめ」、「非行等」による不登校生徒数も増加しているところでございます。引き続き、生徒指導を含めて、支援をしていきたいと考えております。

また、不登校という形ではなく、学校には来ることができますが、教室に入ることのできない生徒に関しましては、不登校生徒支援員が計画的に家庭訪問、教育相談、学習支援を行っているところでございます。

今後も、担任、相談員、不登校支援員が情報を共有し合いながら、支援に当たってまいりたいと思います。

続きまして、青少年相談室における教育相談の受理状況についてご説明させていただきます。

8月から12月までの受理件数は合計214件でございました。相談内容として最も多かったものは「性格・行動上の問題」で57件となります。内訳は、小学生43件、中学生13件、高校生1件で、小学生の相談が多く、相談内容は、お子さんの発達的な課題を含む特性についてでございます。学校と連携しながら、お子さんの行動観察、心理検査等を行いながら、学校での学習環境の整備など、支援しているところでございます。次に多かった相談内容は「不登校」で48件ございました。こちらは、中学生の相談が多くございました。学校と連携しながら、保

護者の承諾を得て、学校での環境を調整しながら、継続的な面接を行っております。次に多かった相談内容は「学校生活」で27件ございました。先ほど申しあげましたような、学校での友人関係のトラブル、また、部活動でのトラブル等で不安を抱えている児童生徒に対しての、心理的ケアを中心に相談を行いました。次に多かった「発達障がい」につきましては23件でございますが、こちらは発達障がいの診断を受けたお子さんに関しての相談でございます。保護者、学校、医療との連携をしながら、継続的な相談を行っているところでございます。いずれの相談も、学校と連携して、保護者の気持ち、児童の気持ち、生徒の気持ちに寄り添いながら、支援を行っているところでございます。

続きまして、青少年相談室における街頭補導の状況でございます。

8月から12月における補導回数は129件ございました。補導の従事者は延べ416名でございます。補導の内容につきまして、最も多かったものは「暴走行為等交通違反」で60件ございました。自転車のマナーの悪さに対する指導で、二人乗りや携帯電話等を操作しながらの自転車の乗車が目立ちました。次に、「飲酒・喫煙」が15件ございましたが、こちらは喫煙がほとんどでございました。また、「その他」といたしましては、遊技場の出入りなどのケースについて指導が行われました。7月から12月までは夜間パトロールも行っております。また、祭礼等の行事に合わせた見回りも行いまして、地域の行事における青少年の粗暴行為等の指導も行ってきたところでございます。

続きまして、教育支援教室（まほろば教室）の通室者の状況についてご説明させていただきます。

12月末におきまして、まほろば教室に通っている児童生徒の数は28名となっております。このうち、小学生は4名、中学生は24名となっております。児童生徒は、まほろば教室に通いながら、自分のペースで学習に取り組んで、教室復帰を目指しているところでございます。

平成29年12月には、青少年センター祭りに参加をさせていただき、ゲームコーナー等で児童が活躍したところでございます。また、3年生8名につきましては、進路に向けて、現在、勉強中でございます。行事の中で、保育園の実習、外部の講師をお招きしたパッチワーク教室など、さまざまな人と触れ合う経験を通して、幅広く学び、人とかわり、自信をつけているところでございます。1月には、登校チャレンジという形で、指導員と一緒に、学校へ登校したところでございます。引き続き、学校への復帰に向けながら、学習、行事等に頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○柿本 続きまして、大下教育総務課長。
教育長

○大下 教育委員会が受け付けた市立小中学校に関する苦情についてのご報告
教育総務 でございます。

課長 8月から12月分としては、合計12件、前年同期は24件でございました。指導室が10件、青少年相談室が2件の苦情を受けております。

主な内容といたしましては、担任の指導、発言に対するもの、登下校中のマナーが悪い、部活動顧問の指導というものがございました。

教育委員会に寄せられた内容につきましては、学校に相談内容を伝え、状況を把握した上で、登下校中のマナーなど、必要に応じ、改善を求める対応をしております。

説明については、以上でございます。

○柿本 最後に、土佐野学校教育課長。
教育長

○土佐野 通学路の安全対策に係る要望とその対応状況につきましては、学期ごと
学校教育 に限らず、要望があった時、または、回答させていただいた時に報告
課長 をさせていただいているものでございます。

10月に要望があった下福田小学校、緑野小学校、桜丘小学校、北大和小学校の対応について、12月に回答させていただいたものです。

関係各課に報告は上げていますが、まだ、対応結果が返ってきていない学校もありますので、回答があり次第、またご報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○柿本 以上で報告は終わりました。
教育長

多岐にわたる報告でございましたが、一括して質疑をお願いしたいと思います。

○石川 不登校のお子さんがやや多いような感じを受けます。原因はお子さん
委員 によってそれぞれ違うのでしょうかけれども、きちんと把握し対応していく
ということが大事だと思います。

以前から話に出ていますが、全員に「学校においでよ」というような指導ではなく、お子さんの状況に応じて、この子はこういう場面で活躍できるというようなものも含めた幅広い指導を少しずつ考えていく必要があるのかなと思います。

それから、「無気力」ということが理由のお子さんが多いのですけれ

ど、こういったケースも、もしかしたら別なところで活躍できるお子さんが中にはいるのではないかという気もしますので、その辺の把握をしていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○森 園 委員 「無気力」ということについて、私もそういうお子さんを知っているのですけれども、いじめられるという訳でもないらしく、とにかく学校へ行きたくないということで、家で寝ていたり、本を読んだり、インターネットを利用したりということです。そういう無気力化というのは原因があるとは思いますが、不登校の大きな問題だと思います。家庭環境ということもあるのでしょうかけれども、どうしてその子が「無気力」になり、「学校に行きたくない」、「何もしたくない」という精神状態が育ってしまったのかということについてポイント的に対策したほうがよいと思います。万が一、そうなりかけたときに、「うちの子は鬱病なの」ということで片づけないで、家庭が真剣に取り組む家庭学級のようなものもつくっていかなくてはいけないのではと思うほど、いろいろと相談を受けています。

また、教育委員会で受けた苦情について、登下校のマナーということが2件も来ていることを考えると、改めて交通ルールということを大きくうたっていかなければいけないのかなと思ってしまいます。

以上です。

○青 蔭 委員 私は以前から、不登校については、どんな方策をとってもゼロになるということは不可能だろうといった姿勢でございます。学校に来なくても、人生が送れる、あるいは挑戦できるとするためには、通信教育、通信制大学といったものが家庭内で勉強ができる方法としてございますので、そこへ向かうまでの親の啓蒙活動というようなことを徹底しないといけないと感じております。

先般、ある会に出たのですが、朝起きなくても、お母さんがご飯を炊いてくれて、子どもたちが手伝いをしなくても済んでしまうというようなことから、無気力な成人になって、何もしないで済む家庭が一番だという気持ちになってしまうとのお話がありました。昔であれば、兄弟がおりましたので、比較ができましたが、今は、お母さんは一人のお子さんに100%の労力を使えるわけですから、お子さんが小さいときから頼むということをしなくても何でもやってしまうという状況があります。こういう小さいときの教育がつながっていて、何か物を言うと、家庭内で暴れるという家庭も何件か見てまいりました。そうではないご家庭では、うまく話し合える場所というものがあるような気がします。シ

リウスに行きますと、幼少期のお母さんたちが、いろいろな話をしています。あのようなところで、何か悩みがあったときに、育児相談ができるというのも一つの手なのかと思います。

今起きている問題に対し、どういう手があるのだろうかというのは、全国で考えていかなければいけないものだと思います。本も多数出ていますので何冊か読みましたが、解決策というのは出てこないように見受けられます。

未然に防ぐ、また、不登校になってしまった子に対してどうするかというようなお話ですが、社会の一員であるということはどうでもいいやと思わないで、保護者にも何かを訴えかけていかないと解決していくのは難しいのではないかという感じがいたしました。

学校に行かなくても、通信制というものがたくさんあり、どこかで頑張るといふところがあるわけですので、そういう道もある程度はこちらで導いてあげるのも一つの手ではないだろうかと思いました。

また、うちの周りにも、生徒が通っておりまして、かなり目に余る場合もあります。「道路はみんなが使うのだから、少し端を歩こうよ」とか「人が後ろに来るときは少し気をつけて。あなたたちだって、前に大勢歩いていればうるさいなと思うこともあるだろうし、お互いの気持ちを思ったらどうだい」と言うことはございます。大人が、「こら」と言うのではなくて、「自分がこうなったときにどう思うのか」というように言うと、何となく聞いてくれる子は何人かいました。うるさいなと言う子も当然いますが、話をすると「俺たちだって前に大勢歩いていれば大変だな」と言っておりまして。地域からも、そういう発信をしていければいいのかなというように思います。

以上でございます。

○小 松 委員 まず、いじめの認知件数というところでは、「ネット上の誹謗中傷等」に関して3件という件数は、わかっているものが3件だけであって、見えない部分では、実はいろいろなことが起こっているのではないかというように思います。そういった意味で、STOP i tが今度導入されるということがうまくつながっていけばと思います。また、STOP i tは、中学生が対象ということですがけれども、将来的には、保護者を対象として、何か訴えることができるようなものがあってもいいのではないかと思いました。

5年位前に、ある保護者会に出席したときのことでありますが、発表なさるときに、「私がここで今発表したことは伏せてください」という前置きをした保護者の方がいました。なぜかという、「ここで言った

ことが原因で、うちの子どもがいじめられたら困る」というようなことでした。その時、このように思われる方がいるということを知りました。傍観者になってしまう子どもたちが多いということもあるので、すけれども、実はそういう保護者も増えてきていて、子どもたちだけではなく、もしかしたら、保護者のほうが傍観者になってしまっているという家庭も増えてきているのかもしれないと思いました。どういう手段がいいのかはわからないのですけれども、現実問題として、そのような状況があるという中で、例えば一つの方法として、インターネットなどを利用して、保護者も何か訴えられるようなものがあつたらいいのかなと思い、意見として述べさせていただきました。

また、不登校の生徒が増えてきているということは、非常に残念なことだと思います。「ひきこもり」を理由とした相談件数が2件ありますけれども、お家の中にずっといて出てこられないような状況というお子さんが一番心配であると思います。そういったお子さんを見逃すようなことなく、連絡をとりながら、学校に出てこられなくても、何かしらの方法でかわりが持てていければというように思います。いろいろな方法があるということを保護者にもお伝えしながら、何とか救ってあげたいというように思いました。

子どもたちの「無気力」という件数が多いことも、非常に残念なことだと思います。ささいなことでも、楽しいことがあれば、きっと興味を持てると思います。それは勉強じゃなくても、遊びにしても、そういう何かを見つけられればいいかなと思います。家庭であつたり、学校であつたり、何でもいいと思いますので、本当に楽しいと思うものがあれば、そこに向かっていくと思うので、そんなものを見つけ出してあげられるような方法を考えていけたらいいのかなと思いました。

以上です。

○石川
委員

不登校についても、いじめについても、子どもたちが、自分自身のことをしっかりと発信できる力をつくっていく、指導していくことはすごく大事なことです。そういう意味で、いわゆるアクティブラーニングというような形で、授業改善をしています。その中で、自分の意見を発信していけるような子どもたちを育てていくことは、すごく大事なことです。というように思います。

ほんの小さな一言も取り上げられるような教室や自分の意見が反映したという実感を持てるような授業づくりということ、教員にお願いしていくことが、これからは大事なのだらうと思います。

○青 蔭
委 員

教員は、教室は海だとし、教室に入って一人ひとりの船を見てみたけれども、海の底を見ていないという小説がありました。つまり、35人ないし30人の生徒児童の深いところまでをつかむということはなかなか難しいと思うということです。しかし、これができないと、教室というものが子どもたちにとっての港になれません。

鍵っ子と言われるような、家へ帰ってもお父さんやお母さんがいないという子どもたちが現在の親世代になり、この形で育てられたお子さんが今、多いと思います。つまり、親と一緒に本を読むとか、親と一緒に食るとか、何かつくって、「お母さん、これおいしいね」などの会話が極端に少なくなったのです。ある本を読んだところ、高度成長以来、どこの国でもそうなのですが、経済が発達するときには、文化というのは遅れてくるというのです。こういったことから、保護者の心の開発というようなことをしないといけないのかもしれないかもしれません。問題が起きたというときに、保護者会議に何人来たということをご報告いただくのですが、学校は、35人の学級なら35人を呼んで、何が起きたのかを説明し、どのように保護者たちは思っているのかを確認するなど、もう少し掘り下げないといけないと思います。何人来たとか、意見がないのでこれでオーケーということをしているとすると、なかなか解決を見出すことはできないと思いますので、できれば、来るまで待つとか、来られなかったらまたやるとか、そういうことをしていただきたいと思います。

教員と生徒、あるいは保護者と、密になれるようなことを繰り返ししていけば少しよくなるのではないかという感じがいたします。

先日、電車の中で、苦しい思いをしている人がいるのに、誰一人として声もかけないということを見まして、これが現代の社会で、これが教育を支えている親たちなのだなという感じがしました。

また、中学校のクラブ活動というのは大事かもしれませんが、クラブ活動というのは二次的なもので、根本は教育だと思います。マスメディアが取り上げているような、教員がクラブ活動のために全然家におらず、家庭崩壊寸前ですというようなことであれば、こんなにしてまでクラブ活動をする学校とは何なのだろうと思います。学校は、教育をするところで、教え導くのが教員ですので、ここをもう少し私たちも考えていくことが、大和を変えていく一つの糸口になるのではないかという感じがしました。

○柿 本
教育長

ありがとうございます。

今出てきた問題の中で、不登校につきまして、自立が非常に難しい時

代になってきていて、一つのルートだけではなくて、いろいろな道筋を子どもたちに準備していってあげなければいけない。そこに地域や保護者もきちんと関わりながらといったものをつくっていくことがこれから必要になるのかと思います。

いろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございました。

予定されております報告は以上でございます。

ほかに事務局から何かございますか。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、2月の会議の日程をお知らせいたします。

2月定例会は、2月13日火曜日、午前10時からを予定しております。

◎議 事

○柿 本 教育長 それでは、先ほど日程変更いたしました日程第4（報告第1号）「県費負担教職員の管理職人事について」を審議いたします。

本件は非公開とすべき人事案件として、審議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということで、日程第4（報告第1号）は非公開といたします。関係者以外の退室をお願いいたします。なお、関係者として教育部長、教育総務課長、学校教育課長を指定します。

それでは、暫時休憩といたします。

（休 憩）

（非公開の審議）

◎閉 会

○柿 本 教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これにて教育委員会1月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時48分